

福岡県公報

令和元年七月十六日
第二十一号
増刊
②

目次

議 会

○福岡県議会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局議事課) ……………

人事委員会

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………

議 会

福岡県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

令和元年七月十六日

福岡県議会議長 栗原 涉

福岡県議会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会議規則(昭和三十一年九月十七日議決)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第七号様式及び第八号様式中「平成」を「令和」に改める。

第九号様式、第九号の二様式、第十号様式、第十号の二様式、第十一号様式、第十一号の二様式及び第十二号様式中「平成」を「令和」に改める。

第十三号様式その一中「平成」を「令和」に改める。

第十三号様式その二中「平成」を「令和」に、「○○委員会各委員 殿」を「委員各位」に、「委員会開催」を「○○委員会の開催」に、「○○委員会を次により開催する」を「議記委員会を下記のとおり開催します」に改める。

第十四号様式を次のように改める。

第 14 号様式(第 31 条関係)

知 事 殿	令和 年 月 日
執行機関 殿	
	○○委員会委員長 氏 名 圖
	○○委員会の開催について(通知)
議記委員会を下記のとおり開催しますので出席願います。	
記	
1 開催日時	
2 開催場所	
3 開催案件	

第十五号様式を次のように改める。

第 15 号様式(第 32 条関係)

令和 年 月 日	議 長	副議長	事務局 局長	次 長
	委員派遣承認願			
	福岡県議会議長 殿			
	○○委員会委員長 氏 名 圖			
本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、御承認願います。				
記				
1 期 間	視察事項)			
2 目的				
3 派遣先				
4 派遣委員名				
備考 事務局欄は、必要に応じて増設し、又は削除して差し支えないこと。				

第十六号様式中「平成」を「令和」に改める。

第十七号様式中「平成」を「令和」に改める。
第十八号様式中「平成」を「令和」に改める。
第二十号様式中「平成」を「令和」に改める。

第二十二号様式中「平成」を「令和」に、「ある」を「あります」に改める。

第二十三号様式、第二十四号様式、第二十五号様式及び第二十六号様式中「平成」を「令和」に改める。

第二十七号様式及び第二十八号様式中「平成」を「令和」に改める。

第二十九号様式中「平成」を「令和」に、「なった」を「なりました」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「条例」という。）第二十条の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第二号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（以下「会計年度任用職員」と総称する。）の勤務時間及び休暇について任命権者が定める場合における基準を定めるものとする。

(一週間の勤務時間)

第二条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一日につき七時間四十五分を超えず、かつ、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを常勤職員（常時勤務を要する職を占める一般職の職員のうち地方公務員法第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員を除くものをいう。以下同じ。）の例により別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第四条 任命権者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下この条において「週休日の振替」という。）又は勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下この条において「勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 週休日の振替及び勤務時間の割振り変更は、前項に定めるもののほか、常勤職員の例によって行うものとする。

(休憩時間)

第五条 会計年度任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務時間）

第六条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事するフルタイム会計年度任用職員については労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条から第四条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において、フルタイム会計年度任用職員に常勤職員の例によって設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に常勤職員の例によって前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（時間外勤務代休時間）

第七条 任命権者は、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第三条の規定により時間外勤務手当を支給すべきフルタイム会計年度任用職員に対して、常勤職員の例により当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として第十條第一項に定める勤務日等（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定されたフルタイム会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第八条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例によるものとする。

（休日）

第九条 会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月

二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第十条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下の項において「休日」と総称する。）である勤務日等（第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間が割り振られた日という。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第七条第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 休日の代休日の指定は、第一項及び第二項に定めるもののほか常勤職員の例によって行うものとする。

（年次休暇）

第十一条 任命権者は、会計年度任用職員（六月経過日（最初の採用の日から起算して六月を超えて継続勤務する日という。以下同じ。）の前日までの期間及び六月経過日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間（以下「継続勤務期間」という。）において出勤した日数が、勤務日等の全日数の八割以上の者に限る。）に対して別表第一に掲げる日数の年次休暇を与えなければならない。この場合において、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては、一年間の勤務日の日数の区分に応じた日数の年次休暇を与えるものとする。

2 一週間の勤務日が四日以下で正規の勤務時間が二十九時間以上である会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、当該会計年度任用職員の一週間の勤務日の日数にかかわらず、当該一週間の勤務日の日数が五日以上あるものとみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者は、最初の採用の日から起算して継続勤務す

る日が六月を超えない会計年度任用職員に対して、継続勤務する期間又は勤務日の日数に応じて任命権者が定めた日数の年次休暇を与えることができる。

4 前項の規定により付与された年次休暇は、六月経過日の前日までの期間においてのみ使用できるものとする。

5 第一項の規定により付与された年次休暇は、基準日（六月経過日から一年ごとに区分した各期間の初日をいう。）から起算した二年間において使用することができる。

6 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（年次休暇以外の休暇）

第十二条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の前日五日から当該結婚の日後一月を経過する日までの間の五日の範囲内の期間

四 会計年度任用職員の親族（別表第二の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

五 会計年度任用職員が夏季（七月から九月までの期間に限る。）における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の七月から九月までの期間内における任用期間二十日につき一日（

三日を超える場合は三日）

六 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間（原則として連続する七暦日）

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が通勤途中における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

八 会計年度任用職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通遮断により出勤することができないと認められる場合 必要と認められる期間

九 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

二 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号、第八号及び第十号の場合を除く。） 一の年度において十日の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間

三 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認

められる期間

四 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合、出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）

五 会計年度任用職員が出産した場合、出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）

六 妊娠中又は産後一年以内の会計年度任用職員が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受けるとき、必要と認められる期間

七 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑その他の通勤事情により母体又は胎児の健康保持に影響を受けると認められる場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて原則として一時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間

八 妊娠中又は分べん後一年以内の会計年度任用職員が妊娠に起因する障がいのため勤務することが困難である場合、十四日を超えない範囲内で必要と認められる期間

九 生後一年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、一日二回それぞれ三十分以内の期間

十 会計年度任用職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合、必要と認められる期間

十一 義務教育終了前の子又は特別支援学校高等部に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限る。）が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること又はその子が在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは高等部が感染症予防のため閉鎖された場合に当該子の健康を管理することをいう。）又は当該子が在籍する学校等が

実施する行事（義務教育終了前の子にあっては、入学式、卒業式、家庭訪問、授業参観、運動会、学芸会その他これらに類するものとして任命権者が認めるものをい）、特別支援学校高等部に在籍する子にあっては、家庭訪問、現場実習その他学校から保護者の付き添いや同席を特に要請された学校行事をいう。）への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において次のイ及びロに掲げる区分に応じ当該イ及びロに定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあっては、十日）の範囲内の期間

イ 中学校就学の始期に達するまでの子、五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）

ロ イに掲げる子以外の子、三日（その養育するイに掲げる子以外の子が二人以上の場合にあっては、六日）

十二 会計年度任用職員（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限る。）が、要介護者（条例第十六条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の介護及び要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

十三 要介護者の介護をする会計年度任用職員（次のいずれにも該当するものに限る。）が、当該介護をするため、任命権者が、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合、指定期間内において必要と認められる期間

イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である者

ロ 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）

が満了すること及び引き続き特定職に採用されないことが明らかでない者

ハ 一週間の勤務日が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で一年間の勤務日が百二十一日以上である者

十四 要介護者の介護をする会計年度任用職員（次のいずれにも該当するものに限る。）が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じて得られた時間が二時間を下回る場合は、当該減じて得られた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である者

ロ 一週間の勤務日が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で一年間の勤務日が百二十一日以上である者

ハ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある者

（休暇の申請等）

第十三条 会計年度任用職員の休暇の届出、請求及び承認に係る手続については、任命権者の定めるところによる。

（勤務時間等についての別段の定め）

第十四条 任命権者は、語学指導等を行う外国青年招致事業その他これに準ずる事業を実施するため設置された会計年度任用職員の職に任用された者のうちこの規則によりがたいと認めるものについては、別段の定めをすることができる。

（雑則）

第十五条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関し必要な事項は、任命権者が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第十一條関係）

一週間の勤務日の日数	五日以上	四日	三日	二日	一日
------------	------	----	----	----	----

採用の日から起算した継続勤務期間	一年間の勤務日の日数					
	六月	一年六月	二年六月	三年六月	四年六月	五年六月
六月以上	二十日	十八日	十六日	十四日	十二日	十一日
二百十七日以上	十日	七日	八日	九日	十日	十一日
二百十九日から二百十六日まで	七日	五日	六日	六日	六日	六日
二百二十一日から二百十八日まで	五日	三日	四日	四日	四日	四日
七十三日から二百二十日まで	三日	一日	四日	四日	五日	六日
四十八日から七十二日まで	一日		二日	二日	三日	三日

別表第二（第十二條関係）

親 族	日 数
配偶者	七日
父母	七日
子	五日
祖父母	三日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	一日